

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月4日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和7年11月26日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方

白井市内に事業所を有する法人

2 事案の概要

令和7年9月11日午前11時15分頃、復1144番6の放置自転車等保管場所において、同年8月27日から放置自転車として保管していた相手方所有の自転車1台の前輪が盗難されていたもの。

3 損害賠償の額

金17,300円

4 和解の条件

市は、相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償として、金17,300円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。